

令和7年度青森県東方沖を震源とする地震に関する 青森県被災者生活再建支援制度

制度内容	青森県被災者生活再建支援制度に基づき、今回の地震により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し支援金を給付し、生活の再建を支援する
対象世帯	今回発生した地震の影響により、居住する住宅が「全壊」等の被害認定を受けた世帯 ※被害認定は、八戸市が発行する罹災証明書に基づいています。
支援金額	裏面参照（18万7,500円から300万円） ※住宅の被害の程度や再建方法、世帯構成により異なります。
申請期限	○基礎支援金（被害の程度に応じて支給される支援金） 発災日（令和7年12月8日）から13か月 ○加算支援金（再建方法に応じて支給される支援金） 発災日（令和7年12月8日）から37か月
申請の手順	①被害調査・罹災証明書の発行 ⇒住民税課（別館3階） ※被害の程度が要件を満たしている場合、申請が可能 ②支援金申請書等の提出 ⇒福祉政策課（別館7階） ・青森県生活再建支援金申請書 ・罹災証明書（原本） ・住民票（原本） ・預金通帳の写し 等 ※申請書は福祉政策課窓口にございます。 申請書等の審査・支援金の給付 ⇒青森県
問合せ先	○ 申請書の記入・提出に関すること 八戸市 福祉部 福祉政策課（別館7階） TEL：0178-43-9258（直通） ○ 支援制度全般に関すること 青森県 危機管理局 防災危機管理課 TEL：017-734-9088（直通）

支給金額

(単位:万円)

区分		基礎支援金		加算支援金		計①+②
		住宅の被害程度 ①		住宅の再建方法		
				②		
複数世帯 〔世帯の 構成員 が複数〕	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100	建設・購入	200	300	
			補修	100	200	
			賃借	50	150	
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250	
			補修	100	150	
			賃借	50	100	
	中規模半壊世帯	—	建設・購入	100	100	
			補修	50	50	
			賃借	25	25	
単数世帯 〔世帯の 構成員 が単数〕	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75	建設・購入	150	225	
			補修	75	150	
			賃借	37.5	112.5	
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5	
			補修	75	112.5	
			賃借	37.5	75	
	中規模半壊世帯	—	建設・購入	75	75	
			補修	37.5	37.5	
			賃借	18.75	18.75	